

## ～認知症介護実践リーダー研修 研修対象者の受講要件拡大による申込時の留意事項～

令和6年3月14日付老発0314第4号『「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について』により、令和9年3月31日までの間は研修対象者の受講要件が拡大されました。

群馬県では令和7年度より、要件拡大による申込みが可能です。

**従来要件での申込と受講要件拡大による申込では要件を確認する書類(提出書類)が異なります**ので、ご注意ください。

また、研修指導センターで選定を行う際、書類が届いていないと選考できませんので、受講要件確認書類はお早めにご用意ください。

	要件	要件確認書類
①従来の要件	以下の要件をすべて満たす方 ①群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務等に従事する方。 ②概ね5年以上の従事経験を有している方。 ③ケアチームのリーダーや、リーダーになることが予定されている方。 ④認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している方。	①認知症介護実践者研修修了証書の写し
②要件拡大	①の要件に関わらず、群馬県内の介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する方。	①介護福祉士登録証の写し ②介護福祉士実務経験証明書

\* 受講要件確認書類について、姓の変更があった場合は、戸籍抄本等、変更前後の姓が記載されている書類を添付してください。

\* 研修指導センターホームページから研修を申込んだ場合は、申込後すみやかに、受講要件確認書類を研修指導センターあてに発送してください。

**受講要件確認書類が揃わないと申込受付は完了しません。**